

**改正**

平成22年9月30日条例第23号

平成22年12月21日条例第32号

平成26年12月22日条例第36号

深谷市下水道事業運営審議会条例

(設置)

**第1条** 深谷市の下水道事業の円滑な運営を図るため、深谷市下水道事業運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

**第2条** 審議会は、市長の諮問に応じ、下水道事業に関する重要事項を調査審議する。

(組織)

**第3条** 審議会は、委員18人以内をもって組織し、その委員は次に掲げる者の内から必要の都度、市長が委嘱する。

- (1) 受益者
- (2) 受益者以外
- (3) 学識経験者

(任期)

**第4条** 委員の任期は、当該諮問に係る審議が終了するまでの期間とする。

(会長及び副会長)

**第5条** 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

**第6条** 審議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

- 2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

**第7条** 審議会の庶務は、下水道事業の経営に関する事務を所掌する部署において処理する。

(委任)

**第8条** この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

**附 則**

この条例は、平成18年1月1日から施行する。

**附 則** (平成22年9月30日条例第23号抄)

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成22年12月21日条例第32号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

**附 則** (平成26年12月22日条例第36号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。